

宝塚市入札監視委員会事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宝塚市入札監視委員会規則（平成27年規則第10号。以下「規則」という。）第2条に掲げる事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 規則第2条第1号及び同条第3号に規定する報告は、原則として年4回、3月ごとに行うものとする。

(様式)

第3条 報告に際しては、整理した総括表（様式第1号）、入札方式別一覧表（様式第2号）及び入札参加資格停止状況一覧表（様式第3号）を提出するものとする。

(抽出の委任)

第4条 規則第2条第2号に定める案件の抽出に関する以下の事務については、あらかじめ委員長が指定した委員に依頼するものとする。

(1) 第2条に規定する入札方式別一覧表の中から、委員会において審議の対象となる事案について、入札方法別に、事前に抽出すること。

(2) 委員会において抽出理由についての説明を行うこと。

(抽出事案の説明及び審議)

第5条 市長は、抽出事案説明書（様式第4号）を用いて、抽出事案の説明を効率的に行わなければならない。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。